古典文學

安藤正次

國史研究會編輯　岩波講座　日本歷史

古典文學

安藤正次

岩波書店

古典文學

安藤正次

目次

前篇　古典以前——古典時代

記錄を有つに至らなかつた時代の、われわれの遠い祖先の精神生活を知り、その神祕的幻想とその韻律的感覺とに親しまうとするには、三千年の傳統に生きるわが國民の心の奥に潜んでゐる、おそらくは、新時代の文化に目まぐるしい眩惑を樂しむものゝ窺ひ得ない、純朴な、簡素な、しかもまた天眞流露ともいふべき美しさを湛へてゐる、情熱の泉に觸れてみなければならない。しかしながら、それは、上代の人と同じやうに、神祕的幻想に富み、韻律的感覺を豐かにもつてゐる者にのみ許されてゐる特權であつて、末世の凡衆は、記錄の存するやうになつた時代の文獻によつて、さらにその古に憧憬の眼を向けることによつて、わづかに文學に對する渇仰の念を慰し得るに止まる。さらば、われわれが記錄を有つやうになつた最初の時代の文獻といふものには、どういふものが有つたのか。

われわれが、はじめて記錄をもち得るやうになつた時代は、わが國の文化がすでに著しい展開を見せるやうになつて來た時代であつた。もとより、その文化は、外來的要素の多くをとりいれたものであり、大陸的の色彩を過分にもつてゐるものであつたのであるが、しかし、これが、わが國民の精神生活を豐富ならしめ、わが文學の各般的發達を促進するに與つて力あるものであつたことは、今さら多言を要しない。わたくしが、こゝに記錄をもち得るやうにな

つた時代といつたのは、いふまでもなく奈良朝時代を意味するが、嚴密にいへば、われわれが、公の記錄をもつたのは、國史に見えてゐるところによれば、仁德天皇の四十一年に、紀角宿禰を百濟に遣はして、始めて國郡壇場を分ち、鄕土の所出を錄せしめたといふのが、外地のことではあるが、その嚆矢とすべきであらう。內地のものとしては、履仲天皇の四年に、はじめて諸國に國史を置き、言事を記錄せしめられたのを最初の事とすべきものであらう。なほ、かういふ類のもの丶外に、朝廷または諸氏の家々にそれ〴〵の記錄のあつたといふこと、それは漢字を用ゐて言事を記したものであることは、顯宗紀に、譜第と名づけられる、系譜を記した書のある趣が見え、また、欽明紀には、それより遠き以前から帝王本紀といふものが傳はつて居ること、その帝王本紀には誤寫や錯雜などのあることが記されてあり、持統紀には大三輪・雀部・石上等の十八氏に、その祖等の纂記を上らしめられたことの記事があるのによつて、これを窺ふことが出來る。しかして、これ等の記錄の任に當つたのはどういふ人々であつたらうかといふに、按ふに、わが國の文化が頗る幼稚であつた時代にあつて、主として文筆を事とする地位にあつたものは、海外からの歸化人、もしくは、歸化人の裔孫であつたのであらう。

　わが古代文化の發達は、歸化外人に負ふところが多い。これは、きはめて興味ある問題であるが、特に記錄文獻の方面においてさうである。懷風藻の序に、「王仁始導㆓蒙於輕島㆒、辰爾終敷㆓敎於譯田㆒。」といつてあるのも、もつともである。いふまでもなく、王仁は、輕島豐明宮に天下を知ろしめした應神天皇の御代に來朝して、論語・千字文を獻じ、王辰爾は、譯語田宮に天下を知ろしめした敏達天皇の朝に、諸史の讀み釋き得なかつた高麗の表文を讀んで面目を施したのである。今、この方面の有力な氏族を擧げてみると、まづこ丶に、文部と史部との二つの部がある。

文部には、東文部と西文部との二つがある。東の文部は、大和に住する文氏、西の文部は、河内に住する文氏である。大和と河内とは、東西の關係に立つから、その東西を以て、これを區別したのであるが、この東西文部は、その横刀を奉る兕が、延喜式第八祝詞の條に收められてゐるのによつて、特に注意に値する。

東文部は、はじめは、倭文直、また東文直と稱し、姓は直であつた。日本書紀應神天皇二十年九月の條に、「倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並率己之黨類十七縣而來歸焉。」とある阿知使主・都加使主の後で、都加使主は、雄略天皇の御代に都賀直の姓を賜はつてゐるが、倭文直は、その都賀直から分れたものである。この文氏は、新撰姓氏錄によると、「文忌寸、坂上大宿禰同祖、都賀直之後也。」とあつて、坂上大宿禰と同祖といふことになつてゐるが、同じく姓氏錄によると、坂上宿禰は、「後漢靈帝男延王之後也。」といふことである。よつて、續群書類從所收坂上系圖、續日本紀延暦四年六月の條の坂上大忌寸苅田麻呂の上表文、諸家系圖纂の田村氏系圖、および新撰姓氏錄などを參照して考へると、都加使主の系統は、後漢孝靈皇帝——延王（靈帝の中子）——石秋王（延王の中子）——阿知使主——都賀使主といふ傳へになつてゐるのである。この東の文氏は、前に引いた姓氏錄にもある通り直から忌寸に姓が變つてゐるが、何時忌寸を賜はつたか、明らかでない。しかし、同族である坂上直は、天武天皇の十年に連を賜ひ、同十四年には忌寸を賜はつたことが、史に見えてゐるから、文氏も、多分、同じ頃に忌寸を賜はつたものであらう。しかして、桓武天皇の延暦四年六月には、文忌寸は宿禰の姓を賜はつてゐる。なほ、坂上系圖に引いてある姓氏錄によれば、都賀直の男山木直の後の東文部忌寸・文部谷忌寸・文部岡忌寸、また、都賀直の男爾波伎直の後の文山口忌寸・文宿禰・文忌寸（大和國吉野郡）・文忌寸（紀伊國伊都郡）・文池部忌寸の如きも皆同族である。

西文部は、王仁すなはち和邇吉師の後である。古事記に、「此和邇吉師者文首等祖也。」と見え、日本書紀に、「書首等之始祖也。」とあるのは、すなはちこの氏であつて、天武天皇の十二年九月に連の姓を賜ひ、同十四年六月に忌寸の姓を賜ひ、桓武天皇の延暦十年四月に、文忌寸最弟等に宿禰の姓を賜はつた由が國史に見えてゐる。しかして、新撰姓氏錄には、「文宿禰出二漢高皇帝之後鸞王一也。」とあり、續日本紀に見えてゐる桓武天皇延暦十年四月、文忌寸最弟・武生連眞象等が朝廷に上つた表文の中にも、同じ趣のことが見えてゐて、鸞王の後が王狗、王狗の孫が王仁といふことになつてゐる。

史部もまた東西に分れてゐた。史部は、學令の義解に、「前代以來、奕世繼レ業、或爲二史官一、或爲二博士一、因以賜レ姓、總謂二之史一。」といつてあるので、その性質は明らかであるが、記・紀・姓氏錄およびその他の古書に見えてゐる、史の姓をもつてゐるものは、非常に多い。しかし、それらのものは、支那または三韓の歸化人でないものはないといつてよい。たゞ、管見の及ぶところでは、新撰姓氏錄右京皇別田邊史が豐城入彦命四世孫大荒田別命の後であり、同じく御立史が氣入彦命の後であるのがちがつてゐるだけである。今、煩を厭はず、主要な史の出自を擧げてみると次の通りである。

支那に出自を有するもの

陽胡史（姓氏錄左京諸蕃上漢）　隋の煬帝の後、達率楊候阿了王より出づ。

丹波史（同左京諸蕃上漢）　後漢靈帝八世孫孝日王の後。

大原史（同攝津國諸蕃漢）　漢人西姓令貴の後。

筑紫史（同左京諸蕃上漢）陳思王植（一名號東阿王）の後。

田邊史（同右京諸蕃上漢）漢王の後、知摠より出づ。大荒田別の命の後にも、田邊史のあることは、前に述べた。

桑原史（同攝津國諸蕃高麗）漢高祖七世の孫万德使臣の後。

三宅史（同河內國諸蕃漢）山田宿禰と同祖忠意の後と見えてゐるが、山田宿禰は、周靈王太子晉の後といふことになつてゐる。

大里史（同河內國諸蕃漢）右と同祖。

八戶史（同河內國諸蕃漢）後漢光武帝孫章帝の後。

武丘史（同河內國諸蕃漢）後漢光武帝七世の孫愼近王の後。

志賀史（續後紀承和四年十二月）後漢獻帝の後。

栗栖史（續紀天平十七年正月・東大寺奴婢籍帳）姓氏錄に、栗栖首、文宿禰同祖王仁之後也とある栗栖首と同族か。

白鳥史（正倉院文書）白鳥村主（續後紀承和二年十月の條）と同祖とすれば、魯公伯禽の後。

藏史（三代實錄貞觀五年九月）姓氏錄攝津諸蕃に見えてゐる藏人と同族ならば、漢の阿智王すなはち阿知使主の後。

川原史（日本書紀大化五年三月）姓氏錄の河原連と同祖か。然らば陳思王植の後。

板持史（續紀養老三年五月）姓氏錄の板茂連・伊吉連と同祖か。長安人劉楊雍の後か。

刑部史（坂上系圖）阿知使主所率漢人の後。

高向史（同）同上

百濟に出自を有するもの

阿直史（古事記應神天皇）阿知吉師の後。

沙田史（姓氏錄左京諸蕃下百濟）意保尼王の後。

道祖史（同右京諸蕃下百濟）百濟國主孫許里公の後。

大縣史（同右京諸蕃下百濟）和德の後。

大友史（同未定雜姓河內國）白猪奈世の後。

阿漏史（同河內諸蕃百濟）姓氏錄河內諸蕃に、呉服造百濟國人阿漏史之後也とある。

林史（同攝津國諸蕃百濟）木貴の後。

高麗に出自を有するもの

高史（姓氏錄左京諸蕃下高麗）元羅郡杵王九世の孫延拏王の後。

島岐史（同右京諸蕃下高麗）能祁王の後。

桑原史（同山城國諸蕃高麗）狛國人漢胥の後。漢人の後にも、桑原史・大友桑原史などがある。

島史（同右京諸蕃下高麗）和興の後。

朝明史（同未定雜姓高麗）高麗帶方國主韓法史の後。

新羅に出自を有するもの

眞城史（姓氏錄山城諸蕃新羅）　金氏尊の後。

以上の出自は、必ずしもその正確を保することは出來ないかも知れないが、大體において、これらの史姓のものが海外より歸來したものゝ系統に屬することは、否定すべからざる事實である。これらの史の姓をもつてゐるものゝ中で、もつとも有名であり、有力であつたのは船氏である。船氏は、欽明天皇の十四年七月、王辰爾が、船史の姓を賜はつたに創まり、天武天皇十二年十月に連の姓を賜はつてゐる。すなはち、新撰姓氏錄右京諸蕃下百濟の部には、「船連、菅野朝臣同祖、太阿郎王三世孫智仁君之後也。」と記してあるが、太阿郎王といふのは、應神天皇の御代に來朝した、百濟の辰孫王の長子で、その子が亥陽君、亥陽君の子午定君、午定君の仲子が辰爾である。姓氏錄に智仁君とある智仁は、辰爾に通ずるのであつて、河內の船氏の墓誌には、王智仁とも記されてゐる。船氏は、菅野朝臣と同祖であり、また葛井宿禰とも同祖である。續日本紀延曆九年七月の津連（後に菅野朝臣）眞道等の上表文によると、前に述べた午定君に三男があつて、長子は味沙、仲子は辰爾、季子は麻呂、この三子が、おの〳〵その職とするところによつて、葛井・船・津の三姓となつたといふことである。この葛井氏は、姓氏錄に、「葛井宿禰、菅野朝臣同祖、鹽君男味散君之後也。」とあり、鹽君は上記の午定君であり、味散はその長子味沙に當るが、葛井氏はもと、白猪史であつた。日本書紀を按ずるに、欽明天皇の三十年に、王辰爾の甥の膽津なるものが白猪史の姓を賜ふ由の記事があり、續日本紀の元正天皇養老四年五月十日の條には、白猪史氏を改めて葛井連姓を賜ふとある。この葛井連は、桓武天皇の延曆十年正月に宿禰の姓を賜はつてゐる。この關係をたどれば、はじめて白猪史を賜はつた膽津は、午定君の長男味沙の子であることがわかつて來る。いづれにしても、船氏の一族の、朝廷に重用せられたことは、國史に明らかであるが、彼の

蘇我氏の變に、火中より國記を取り出して中大兄皇子に奉つた船史惠尺は、その一族であるし、河内國安宿郡に、有名な船氏墓誌を殘した王後首は、王辰爾の子那沛故首の子に當り、推古・舒明の朝に奉侍した人である。

文部・史部の文化史上における地位を述べようとして、筆はやゝ岐路にはいつたが、大體において、歸化人または、その苗裔が、文化史上においてどういふ地位を占めてゐたかは明らかになつたと思ふ。これについて、わたくしは、それ多く、姓氏錄や系圖や、これらの氏族に屬するものゝ上表文などを材料として說いて來た。勿論、わたくしは、それらの記載の全部をそのまゝに信用してはゐない。誇張もあれば錯誤もあらう。意識的の變改も加はつてゐたと見るべきものもある。しかし、これらの誇張や變改の裏には、やはり蔽ひつくせない眞が散見してゐる。これによつて、彼等の地位や勢力の一斑は窺ひ得られるのである。しかして、彼等は、朝廷の記錄その他の文筆關係の事に從つてゐたのはいふまでもないが、內藏造・大藏造の如き、國家の財政に關係のある重要な任に當るものが、漢氏・秦氏であり、船連・津連の如き、交通關係の事を掌るのが、やはり王辰爾の後であるといふやうに、各種の方面に進出してゐたのである。これは、歸化人または歸化人の子孫が、支那・朝鮮の學藝についての智識において、漢文を解し、漢文を書くことにおいて、はるかに在來の人士よりはすぐれてゐたからである。かくの如くにして、文筆の權はおのづから彼等に歸するに至つたが、年所を經るにしたがつて、彼等の手に成る記錄の文體は、漸次純漢文よりくづれて、所謂史部流の文體となり、一種異體の漢文を發達せしめるに至つた。

史部流の漢文といふのは、常陸・出雲・播磨の各風土記の文章の如きもので、或部分は、漢文風の考へ方を、純粹の漢文で書きあらはしてゐるが、或部分は、國語風の考へ方を、漢字の音訓を假りて、そのまゝいひあらはし、また、

他の部分は、前兩者の折衷體ともいふべく、漢文風の考へ方を漢字の音訓を假りていひあらはし、國語風の考へ方を漢文でいひあらはすといふやうなものである。であるから、その間に無理が生ずるので、頗る異様のものとなる。古事記の文體の如きは、太安萬侶の上表文のうちに、「上古之時、言意並朴、敷レ文構レ句、於レ字卽難、已因レ訓述者、詞不レ逮レ心、全以レ音連者、事趣更長、是以、今或一句之中交二用音訓一、或一事之內、全以レ訓錄、卽事理叵レ見、以レ注明、意況易レ解、更非レ注。」とあるやうに、十分の注意を拂はれたものであつて、史部流の上乘のものといへる。正倉院文書のうちに見られる尺牘類にも、この種のものがある。いづれにしても、かくの如き、特異の文體の發達したのは、正格な漢文を書くことに不自由を感じる人が少くなく、正格な漢文を讀むことに不自由を感じる人も多いので、「爾時、祖命、御子乘レ船而率二巡八十島一宇良加志給鞆、猶不レ止レ哭之、大神夢願給、告二御子之哭由一、夢爾願坐。」（出雲風土記仁多郡條）のやうに、ミコヲフネニノセテを御子乘船而、ウラカシタマヘドモを宇良加志給鞆、イメニネギタマハクを夢願給、イメニネギマスを夢爾願坐と書くやうなのが勢力を得て來たのによるのでもあるが、その根本の原因と見るべきものは、國語とは全くちがつた性質をもつてゐる支那語に適應して發達した漢字によつて、わが國語を書きあらはさうとする無理である。國語はその性質が多音節語であり、音節は開音節の性質をもつてゐるが、支那語は單音節語であり、音節の性質は閉音節であるから、漢字をもつて國語をうつさうとするには、幾多の不便を忍ばなければならないわけである。しかし、從來文字をもたなかつた、わが國に、大陸文化と共に輸入された漢字は、まづ歸化人および歸化人の苗裔によつて、わが國語をうつすものとしての利用方法が案出されるに至つたであらうことは、想像に難くない。しかも、この事は、朝鮮における漢字の使用法の歷史、朝鮮における俗文の發達などを見ると、思半ばに

過ぎるものがある。

朝鮮語は、その言語的性質が國語とよく似てゐる。朝鮮語と國語とは、姉妹語ともいふべき關係にある。その朝鮮語をうつすに用ゐられてゐたのも漢字であつた。李朝の世宗の代になつて諺文の制定をみるに至つたけれども、それ以前は、漢字のみの世界であつた。しかも、朝鮮の上代は、わが國の上代におけるが如く、支那文化の影響をうけることがきはめて多かつたので、上流社會における教養は、やはり、漢文學的のものであつたのはいふまでもないが、一般社會から見れば、正確な漢文によつて思想を表現するといふやうなことは容易でない。そこで、一方においては、漢字の音訓を假りて朝鮮語をうつすといふやうな方法も發達したが、一方においては、漢文を朝鮮語のいひまはし方にくづした、わが國でいへば、吏部流の漢文の如き書き方も行はれるやうになつて來た。

天寶四載乙酉、思仁大角干爲賜、夫只山村无盡寺鐘成教受内、成記時、願助在衆、郎僧村宅方、一切檀越、幷成在、願旨者、一切衆生、苦離樂得教受、成在節、唯乃秋長幢主。（新羅、景德王四年、聖武天皇天平十七年西紀七四〇年 夫只山村无盡寺鐘記）

爲賜は、思仁大角干につく敬稱の接尾辭、大角干は新羅の職官中第一位の官號。教受内の教受は後の吏讀教是と同じく敬語の助動詞か。内は分詞辭。成教受内は鑄成サル、の義。在はスル・セルの助動詞。教受ナサレの義。成在節鑄成セル時の義。以上は吏讀である。唯乃は僧職名維那、幢主は新羅の武官名（鮎貝房之進氏著「雜攷」による。）

二塔、天寶十七年戊戌中立在之、娚姉妹三人業以成在之、娚者零妙寺言寂法師在旀、姉者照文皇太后君妳在旀、妹者敬信大王妳在也。（新羅、景德王十六年、孝謙天皇天平寶字元年西紀七五七年 開寧葛頂寺塔記）

在之はセリにあたる。立在之は立テリ、成在之は成年の義。以は娚姉妹三人ノ業ヲ以テといふやうに用ゐられてゐる。これは吏讀

の用法である。(娚は男兄弟の義) 在旅の在は、こゝでは敬語に用ゐられ、アラセラレの義、旅は中止法の助詞。在也はアラセラル。也は終止法の助詞。(鮎貝房之進氏著「雜攷」による。)

右の二例は共にわが奈良朝の頃のものであるが、この文の組立方は、いかにもよくわが國の古事記や風土記の書き方に似てゐる。かういふ風な同種の文體の發達は、同じ事情の下に漢字・漢文をうけ入れた、異なる國民の間に發生した偶然の一致とも見られないではないが、朝鮮が、支那文化の輸入においてはわが先進國であり、わが國の文化的方面の施設が、多く朝鮮渡來の人々の手を煩はさざるを得なかつた事情を考へれば、朝鮮においてすでに發達してゐた、特異の文體が、わが國に適應するやうに、自然的の變改を加へて文化の移入と共に將來されたのではあるまいか。それほどに、わが國と朝鮮との漢字・漢文の應用的方面には、軌を一にしたものが見出される。

さて、飜つてわが古典文學をみるに當つて、わたくしは、最初に古典文學といふものゝ性質および範圍をはつきりと考へ定めておく必要を感じる。植木直一郎博士は、その著「日本古典研究」において、古典とは、いふまでもなく、「古い時代に作られた典籍」といふことであるから、もし、この「古い」といふ時間的範圍を廣義にとれば、古人の著作書は、悉くこれを古典といふことができる、しかし、その實質・內容の種類によつてこれに制限選擇を加へることになれば、その數量は減殺されて、史上に顯著であつて、人口に膾炙する、文獻として權威ある著作のみが所謂「古典」の名を以て稱せられることになる、今、一千年といふ、もつとも區切りのよい年數を標準にとつて、今より一千年以前までに出來た典籍を以て、所謂「古典」とするにしても、その種類は、なほ多種多數に及ぶといふ意味のことを述べ、それらの、一千年以上を經た古典籍を、廣義における古典であるとし、狹義の古典とは如何なるものである

か、また、その種類の範圍を定める標準は如何なる點にあるかといつて、古事記および日本書紀の二書は、本邦の古典中の古典であつて、古典研究の中心たるべきものであることは、おそらく、何人も異論のないところであらう、しかして、この記・紀二典の研究を助け、直接に、わが上代研究に資するものも、吾人の研究の對象として見脱がすことは出來ない。この意味から、古典の種類の範圍を定むべき標準は、おのづからに定まつて來ると論じ、古事記・日本書紀の二書を第一とし、これに古語拾遺・舊事本紀・新撰姓氏錄・風土記および延喜式の祝詞式の五書を加へて、併せて七部の古典籍を以て狹義の古典と謂はうと考へるといつてゐられる。植木博士のこの考は、博士の言にもある通り、狹義のものであるのは勿論であるが、それにしても、あまりに狹義であり過ぎるやうである。古事記・日本書紀をのみ中心として考へるから、かういふ考へ方にもなり得るのであらうが、何故に萬葉集などが、古典のうちに數へられぬのであらう。氏は、萬葉集を「上代の思想・信仰等に關して文化の內面的考察を爲す上に最も重要なるものではあるけれども、文學史上の巨資として之を差措くことと」するといつてゐられるによると、萬葉集は文學書であるからこれを除かれたらしい。つまり、これは、古典といふものに對する標準を記・紀におくかどうかといふ問題に歸するのであるが、わたくしの考へるところによると、古典といふものゝ範圍を定めるには、まづ第一に、その標準を時代にもとめなければならない。第二に、その時代の代表的作品を選ばなければならない。時代を奈良朝およびその以前とするか、平安朝およびその以前とするか、或はその後の時代をも含めるか、それは、學者の任意であるが、とにかく、まづ、時代的範圍を定めるのが必要である。時代的範圍が定まつた上で、その時代の作品について、いかなるものが古典とよばれるにふさはしいかを決定しなければならない。古典とよばれるものは、少くともその古典時

代における代表的のものであることを要する。しかして、われわれの所謂古典時代は、前にも述べたやうに、その限界を定めるのに、學者によつて見るところを異にするであらうが、わたくしは、江戸時代の多くの國學者が考へてゐたやうに、奈良朝と平安朝との間に限界をおいて、それより以前の時代を古典時代とみたいのである。わたくしの主張の本づくところは、奈良朝と平安朝との間には、一般の文化事相の上においても、顯著な、種々の相違があるが、これを文學方面についてみると、特に著しい差異が見出されることにある。すなはち、言語の上において、奈良朝と平安朝との間には、語彙的、語法的に相異なつてゐる點が少からずあり、文章の上でも、兩者の間における文體的變化は、一つにすることの出來ないやうな、かなりな隔たりを見せてゐる。ことにまた、文字の使用の上において、前代では、漢字の音訓を假りて國語をうつしてゐたので、所謂萬葉假名なるものが、國語表記の唯一の文字であつたのに、後の平安朝になつては、平假名・片假名の弘通をみるに至つた。この平假名・片假名の弘通は、前に述べた文體の變化を生ぜしめた主因であるともいへる。しかもまた、平假名・片假名によつて、自由に國語をうつすことが出來、國語の表現をそのまゝに書きあらはすことが出來るやうになつたので、不自由な史部流の漢文體は、影を潜めて、わづかに日記・記錄の一部分にその俤を殘すに過ぎなくなつたのである。かういふ、二つの時代の間に存する相違は、奈良朝およびその以前の時代を古典時代として區劃するに都合のよい、一つの明白な限界を示すものといふべきなのである。されば、まづ、かくの如く古典時代を限定するとして、次に考へなければならないのは、いかなるものを、その代表的のものとみるべきかである。

上に述べたところの古典時代に、出來た編著として、今日に傳はつてゐるものは、古事記・日本書紀・萬葉集・出

雲風土記・播磨風土記・常陸風土記・肥前風土記・豐後風土記・律・令・上宮聖德法王帝說・歌經標式・懷風藻の類であるが、これらのうちで、古典時代を代表するに足る古典として擧ぐべきものは、古事記・日本書紀・萬葉集・風土記であらう。その他のものは、これをこの時代の代表的のものとしてみるには躊躇しなければならぬ。しかも、さらに、古典の中において、特に古典文學として推奬されるべきものを擧げようとすると、その範圍は、また異なつて來る。後代の編纂書に含まれてゐるが、古典時代の作品と見られるべきもの、例へば、續日本紀所收の、奈良朝時代の宣命、延喜式所收の祝詞の如きは、當然、古典文學の範圍に屬すべきものである。

わたくしは、古典文學を次のやうに分けてみようと思ふ。

一、奏宣の文學　祝詞・宣命。

二、記傳の文學　古事記・風土記。

三、歌謠の文學　記・紀の歌謠、萬葉集。

しかしながら、この三者にわたつて考察を加へようとすると、一應の記述を試みるのでも、既に、所定の紙數に達するであらう。よつて、こゝには、特に奏宣の文學だけについてのわたくしの考を述べることにして、讀者の寬恕を得たいと思ふ。

後篇　奏宣の文學

奏宣の文學といふのは、延喜式卷八に採錄されてゐる二十七篇の祝詞、續日本紀に收められてゐる六十二篇の宣命をさしていふのであるが、この種のものを、特に奏宣の文學として區別して考へるのは、祝詞・宣命の類は、その本來の性質が、他の種の文學のそれと異なるところがあり、形式も內容も、これによつて規定されてゐるからである。また、祝詞・宣命は、その奏宣について、ある特殊の奏宣法があつたらしい。祝詞に關してははつきりした記錄がないけれども、宣命に關しては、古く宣命譜といふものがあつたと傳へられ、また、三代實錄の貞觀九年の條に、桓武天皇の第十二皇子の仲野親王が、藤原緒嗣の傳をうけて、奏壽・宣命の道に達してゐられたので、當時王公にその儀を知るものが無かつたから、藤原基經・大江音人等に勅して、親王について、その音詞曲折を習はしめられたといふことが見えてゐる。宣命がさうであるとすれば、宣命に比して、一層愼重に取扱はれる筈の祝詞にもまた、何等かの、奏上法ともいふべきものがあつたのではあるまいかと思はれる。それはともかくも、一は神に對して、一は諸司・百官・人民に對して、嚴肅な場合に、或は奏し、或は宣するものであるから、文辭の上にも格段の注意の拂はれたものであることは、ほとんど疑がない。しかもまた、いづれもの場合においても、一定の型式があつて、これは容易に打破されないものとなつてゐる。以上のやうな諸點から考へて、祝詞と宣命とは、他の文學とは異なつた、別の一類をなすものであることは、當然のことゝして首肯されるであらう。

一　祝詞

延喜式に採錄されてゐる二十七篇の祝詞は、何時頃作成されたものであるか、また、何時頃編成されたものであるか、いづれも明らかでない。しかし、祝詞式が延喜の代にはじめて編成されたものでないことは、大體においていひうるところである。しからば、延喜の祝詞式は、いつの頃か、すでに、夙く編成されたものを、そのまゝ踏襲したのであらうか。

そも〳〵、わが古代において、朝廷で制定された法制の書には、律・令・格・式の四種が區別される。これらのものについては、中納言石川年足の奏言に「治レ官之本、要レ據二律令一、爲レ政之宗、則須二格式一。」といひ、また弘仁格式の序に「律以二懲肅一爲レ宗、令以二勸誡一爲レ本、格則量レ時立レ制、式則補レ闕拾レ遺。」とあるので、その大體の區別は明らかであるが、律・令は、しばらくこれを措く、格は、律令の古に行はれて今に用ゐ難き事どもを取捨し、時勢を量り、世風を酌んで建てたもの、式は、令の支流で、たとへば、禮節の闕けたのを式部式で補ひ、賦役の遺れるのを民部式で拾つてゐるなどである。近藤芳樹著、標註令義解校本解題參照。しかして、わが國において、かくの如き式を撰修されたことの、歴史に見えてゐるのは、日本書紀・天武天皇十年四月の條に、禁式九十二條を立てられたことのあるのが、そのはじめであらう。しかし、この禁式は、主として服飾關係の制規であつたらしい。次いで、續日本紀には淳仁天皇の天平寶字三年六月、石川年足が上奏して、別式を作つて、律令と並行せしめむことを請ひたる記事があり、同六年の年足薨去の記事には、別式二十卷の作られたことが見えてゐる。この別式は、果して施行されずに終つたかどうか明らかでないが、かうい

ふ式の必要は、一般に認められたところであつて、史書の記載によれば、これより以前にも、擧式・公廨式・主政主帳式・計帳式・行軍式・中牒諸司式等、部分部分のことに關する式の制定されたと思はれる事實があり、その以後においても、交替式その他の制定されたことが見えてゐる。しかし、式の體裁・內容の整ふに至つたのは、嵯峨天皇の御代の弘仁式を、そのはじめとする。

弘仁格式は、嵯峨天皇の弘仁十年に成つたもので、序文のうちにも、「上起二大寶元年一、下迄二弘仁十年一、都爲二式四十卷、格十卷一。」とあるが、弘仁式の實際に施行された時日は、はつきりしてゐない。格の施行されたのは、貞觀格の序に、「弘仁十一年四月二十一日施二格十卷一」とあるので、明らかであるから、式も同時に施行されたと考へられないではないが、式の方は、一時に全部が施行されたのではなく、部分的に頒行されたのであつて、その全部の出揃つたのは、仁明天皇の頃と考定されるが、この弘仁式の第六卷は、「神祇六祝詞」であつて、この式には、祝詞が、一卷に採錄されてゐたのである。弘仁式は亡佚して、今傳はらない。わづかに古書に引用してあるところによつて、その一部分を復原してみることが出來るだけである。和田英松博士に、式逸二卷の編著があるが、その記述によると、皇字沙汰文に、「貞觀式卷六神祇六」として、豐受宮の祝詞を引用してあるが、貞觀式目錄を檢するに、卷六は太政官であつて、神祇ではない、しかるに、弘仁式目錄には、この條がある、けだし、貞觀は弘仁の誤であらうといふことである。和田博士のこの說を正しいとすれば、弘仁式には、祝詞が、一卷に編成されて、卷六になつてゐたことが認められるわけであるが、この弘仁式についで、淸和天皇の貞觀十三年八月二十五日を以て撰進せられ、同十月二十二日に施行せられた貞觀式には、祝詞は、採錄されてゐない。これは、貞觀式が、その序文にもあるやうに、弘仁式の別錄の如

き關係のものであろから、特に變改を見ることの無い祝詞のやうなものが、これに加へられてゐないのは、當然のことである。しかして、延喜式五十卷は、醍醐天皇の延喜五年八月撰修の勅が下り、延長五年十一月廿六日に奏進されたものである、延喜式は、その序文にもある通り、弘仁・貞觀の兩式を併合し、重複を刪除し、不便を改め、不足を補つたものであるから、延喜式卷八の祝詞式もまた、弘仁の舊によつて、そのまゝ採錄されたものであるといふことは、ほとんど疑を容れない。

延喜の祝詞式が、弘仁採錄の舊に依るものであることは、上述の通りであるが、その弘仁の採錄は、何によつたものであるかは、徵證を缺く。しかし、大寶令において、すでに嚴然と規定されてゐる祭祀に關する祝詞は、かなり古い時代から、公定のもの丶存してゐたであらうといふことは、無理な推想ではない。勿論、同じく祝詞式に收められてゐる祝詞でも、春日祭・平野祭・久度古開・遣唐使時奉幣および伊勢太神宮・豐受宮に關する諸種の祝詞の如きは、或は、その祭祀の起源が比較的後代に屬するとか、或は、その文辭の用語や構成が後代的であるとかいふやうな理由によつて、これらを他の祝詞と同列におくことは出來ない。

春日祭は、いふまでもなく、春日神社において行はれる祭であるが、春日神社の創始は、二十二社註式や公事根源などに傳へてゐるところによると稱德天皇の神護景雲二年の事となつてゐる。しかし、この春日祭については、同じ二十二社註式に、淸和天皇貞觀元年十一月四日とあり、或云、第五十五代文德天皇仁壽三年始とある。この貞觀說は、すでに鈴木重胤も、祝詞講義五の卷において述べてゐるやうに、三代實錄貞觀元年十一月九日の條に「平野・春日神祭如レ常」といふ記事があり、また、その前年、天安二年十一月の條には、大原野・春日の祭を停められた由の記事が

あろから、春日祭の起りは、少くとも天安二年以前の事でなければならぬ。その點からみると、仁壽三年説が無難であると思はれるが、これらはなほ研究を要する問題である。しかし、いづれにしても、それは平安朝に入つてのことである。官祭としての春日祭の祝詞の起草は、まづその頃のものと考へられなければならぬ。

平野祭もまた、平安朝以來の祭である。すなはち、平野神社の主神である今木大神は、もと大和の田村に鎭座してゐられたのであつて、續日本紀延曆元年十一月丁酉の條にも、「叙二田村後宮今木大神從四位上一。」と見えてゐるが、この田村といふ地は、光仁天皇のいまだ皇子であらせられた時にお住ひになつた所で、既に續日本紀光仁天皇寶龜六年三月の條にも、「置二酒田村舊宮一、群臣奉レ觴上レ壽、極レ日盡レ歡。」と見えてゐる。皇室とかういふ關係のある田村に奉祀されてある今木大神は、この地にお生れになつた、光仁天皇の御子桓武天皇には、産土神に當らせられる。それらの事情から、桓武天皇の御卽位後、今木の神は、延曆年中に、今の平野の地に移されたものと考へられる。類聚三代格、貞觀十四年十二月十五日の太政官符は、平野神社の社地に關するものであるが、その中に、「謹檢二舊記一、延曆年中立二件社一之日、點二定四至一、奏聞既訖、而社預等、不レ詳二事意一、無レ領二此地一。」といふ記事がある。延曆年中に今の社地に移つたものであることは、疑を容れない。さすれば、平野祭は、延曆以降のものであるから、祝詞もまた、これと時代を等しくする筈である。

久度・古開の祝詞もまた、平野祭のそれに準じて考へるべきものであらう。もつとも、これには少しく疑義がある。延喜の祝詞式には、平野祭の祝詞と久度・古開の祝詞とは、別々になつてゐるが、文はほとんど同樣である。平野祭の祝詞に「皇大御神乃乞志給乃任爾」といひ、久度・古開の祝詞に「皇御神能乞比給之萬比任爾」といつてあつて、いづ

れも、從來の御鎭座地からの移轉が、神の思召から出てゐることをほのめかしてゐるが、久度・古開の神の舊鎭座地が何處であつたかは、全く判明しない。この祝詞の起草された頃には、平野の神と久度・古開の神とは別々に祀られてゐたと思はれるが、文德天皇の仁壽の頃には、すでに合祀せられてゐたやうである。文德實錄、仁壽元年十月の條にある平野神社祭神の昇位の策命では、すでに、四座の神が合祀されてゐたらしい。かういふ風に見てくると、平野祭の祝詞も、久度・古開の祝詞も、共に、延曆以後、仁壽以前の時代に作成されたものと考へてよいやうである。續日本後紀、仁明天皇承和三年十一月の條に、從四位上今木大神に正四位上を、從五位下久度・古開兩神に從五位上を授け奉ることが見えてゐるが、この時にすでに合祀されてゐたとすれば、この二つの祝詞の制作年代は延曆以後承和三年以前となるのであるが、それは明らかでない。

遣唐使時奉幣の祝詞の如きも、遣唐使のはじまつてからのものであることはいふまでもない。小野臣妹子や犬上君御田鍬などを、隋に遣はされたのを、日本書紀には、大唐に遣はすと書いてはあるが、こゝに遣唐使といつてあるのは、おそらく、支那が唐の世になつてからのことであらう。その、眞の意味における遣唐使は、舒明天皇の二年、すなはち、唐の第二世、太宗世民の貞觀四年、犬上三田耜等を遣したのがそのはじめで、爾來、仁明天皇の承和の初まで、前後十二回に及んでゐる。今、この祝詞の文面によると、大唐に使を遣さんとするに、船居なきによりて、播磨國より乘船せしめようとしたところ、皇神が、船居はみづから作らうと敎へ悟されて、その通りお作り下さつたから、感謝のため幣帛をたてまつるといふのである。この遣唐使時奉幣といふのは、延喜式卷三臨時祭のうちの、住吉社で行はれる開遣唐舶居祭に相當するものと考へられる。臨時祭式には、別に、遣蕃國使時祭といふのがあるが、これは

天神・地祇を郊野に祭るといふので、この祝詞には合はない。遣唐使が、住吉の地から出發するのは、奈良朝時代の恒例のやうである。萬葉集巻十九にある、作主未詳の天平五年贈入唐使歌のうちに、「あをによし平城の京師ゆ、おし照る難波に下り、住吉の三津に船乘り、直渡り日の入る國に、遣さるわがせの君は」とあるが、この時の遣唐使は多治比眞人廣成である。萬葉集巻五の山上憶良の好去好來歌も、この時のもので、その中に、「大伴の御津の濱びに」といひ、反歌に、「大伴の御津の松原」といつてゐるのも、使船の發着地をさしてゐるのである。祝詞に、播磨國より乘船せしめようとしたとある、播磨國の乘船地點は、おそらく室津であらうと思はれるが、これが住吉の御津に變更されたのが、いつごろであつたか不明である。そも〳〵、住吉の御津が、要津となつたのは、頗る古い時代からのことである。住吉神社の祭神は、筑前のも、長門のも、この攝津のも、元來、航海の安全を護られる神であるが、攝津のは、古くは、菟原郡住吉、今の元住吉に奉祀されてゐたのである。日本書紀には、表筒男・中筒男・底筒男の三柱神が、神功皇后に、「吾和魂、宜居二大津渟中倉之長峽一、便因看二往來船一」と誨へられたことを傳へてゐるが、この大津がすなはち元住吉であると考定されてゐる。住吉神社がこの大津から、後の住吉に移られたのは何時の頃であるかわからないが、古事記に、仁徳天皇の御代に墨江の津を定められたことが見えてゐるによると、この墨江の津を定められたのと同時に、航海の神として、要津の地に鎭坐まします住吉の神も、また、後の住吉にお移りになつたのであらうかと考へられる。もし、住吉の津が、仁徳天皇の朝に定められたのが事實であり、またこの要津が、萬葉集の歌がわれわれに教へる如く、奈良朝時代の遣唐使船の發着港であつたとすると、延喜式の祝詞に見えてゐるやうな事實の起つた時代は、まことに推想に困難であるが、まづは、遣唐使のことのはじまつた舒明天皇から奈良朝初期までの間

のことであらうかと思はれる。たゞし、この祝詞は、きはめて簡潔な、事務的なものたるに過ぎない。

伊勢大神宮關係の諸祝詞も、全く事務的なものであり、取立てゝいふべきほどのことはない。しかも、また、その時代もずつと後のものと考へられる。齋內親王奉入時祝詞にしても、遷奉太神宮時祝詞にしても、その制度の定められた時代のものではなく、それが恒例となりきつてしまつた時代のものであることは、それ〳〵の本文を見れば、容易に首肯される所である。

以上の外、なほ、大嘗祭・鎭御魂齋戶祭の祝詞の類も、その祭祀の性質や文辭の慣用などの上から見て、いづれも比較的後期の起草と考へられるし、東文忌寸部獻橫刀時呪の如きは、全く趣を異にするものであるから、しばらくこれを除くとすると、延喜式に採錄されてゐる祝詞のうちで、まことに奈良朝以前から奈良朝にかけての作品として見られるべきものは、祈年祭・廣瀨大忌祭・龍田風神祭・月次祭・大殿祭・御門祭・大祓・鎭火祭・道饗祭・遷却祟神祭・出雲國造神賀詞の十一篇に過ぎないこととなる。賀茂眞淵は、祝詞考の自序において、出雲國造神賀詞は飛鳥岡本宮の御代（舒明）の言、六月・十二月大祓の詞は大津淸御原の御代（天武）の詞、遷都祟神・大殿祭の詞は藤原の宮の末、祈年・廣瀨・龍田等の祭詞は奈良朝の始の頃のものである、自餘のものは論ずるに足りないと評してゐるが、眞淵の、祝詞制作年代に關する考定は、その一流の直覺的のものであつて、何等的確な論證のあるのではない。本居宣長が、大祓詞後釋において、「祝詞式に出たる諸祝詞等の文、各勝劣見えて、實に古きと後なるとの差異あり。此大人に非ずば、誰かは斯る古文の然る差異をばよく見別むと尊くぞ所思ゆる。然ども、此は彼より劣れり、其は此より後なりなど、一每に品を評めて云れたるは、信られず。凡て古の事、然ばかり微細に差異の見えわかるゝ物にあらず。

又、祈年・廣瀬・龍田までを擧て、餘のは取に足らざる如云れたるも心得ず。彼祝詞等を除て、外にも猶古く愛たく見ゆるは有るなり。又、其は其御代に作れりと定められたるも皆信られぬ事なり。此將、然明亮に見え分るゝ物には非ず。」と論じてゐるのは、まことに、その當を得てゐる。祝詞考の說は、獨斷の譏を免れない。

　武田祐吉博士は、延喜式の祝詞を、その形式によつて分類するときに、各節の終が「宣る」に止つてゐるか、「申す」に止つてゐるかを、分類の標準とすることが出來るといひ、さらに、「宣ると申すとの意味から考へると、祝詞のうち、宣るで終つたものの方が、申すで終つたものよりももとの形であるといふことが出來よう。殊に、平安朝以後の祝詞は、悉く申すの形で、この形が新しい形であることが知られる。同じ大祓の詞にしても、延喜式所載のものは宣るの形で、朝野群載所載のものは申すの形である、延喜式卷十六所載の追儺の祭文は、同一の文中にて、皇神たちには申すと結び、疫鬼には宣ると結んで使ひ分けをしてゐる。これ當時、既に宣ると申すと區別することを意識してゐたことを證するものである。」（同氏著、神と神を祭る者との文學所收、上代祝詞の本質。）と論じてゐられるが、まことに、その通りで、延喜式所收の祝詞は、これを宣る式と申す式とに、二大別することが出來るし、また、比較的古い時代に屬すると考へられる祝詞は、宣る式のものである。しかして、宣る式のものについて考へれば、武田博士のいつてゐるやうに、祝詞は、天皇の宣命であるといへないでもない。しかし、宣命といつては、誤解を生じやすい。元來、この宣るといふ語にはいかなる意義があるかといふに、わたくしは、宣るには告げる・謂ふの意義があつて、古くは、申すと同じやうな意義に用ゐられてゐたのであらうと思ふ。萬葉集の用例を見ると、萬葉集のるは、多くは「名を告る」といふ場合に用ゐられ、告字もしくは謂字を當ててあることもある。たゞ一つ、卷九に、「父母爾事毛告良比如明日吾者來南登」といふのがあるが、

この告良比は、明らかにのらひであり、良行四段ののる（告・謂）を波行四段に活用させた語であつて、これは、告字もしくは謂字に當るのるといふ語が、「名を告る」といふ、熟した慣用以外に、獨立して用ゐられてゐる一つの例である。「名を告る」に關係のあるものは、多くの中について一例をあげれば、萬葉集卷十五に、「加思故美等能良受安里思乎美故之治能多武氣爾多知弖伊毛我名能里都」の如きものがあり、謂字をのると訓むべきものに（他の旁例によりて）、萬葉集卷十三「足千根乃母爾毛不謂裹有之心者縱公之隨」の如き例がある。台記別記によつて傳はつてゐる中臣壽詞のうちにも、「此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照氏萬天津詔戸乃太詔刀言遠以氏告禮如此告波」といふ一節があるが、この告禮はのれ、告波はのらばと訓むべきものであることは、疑がない。大祓の詞にも、「天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮如此久乃良波」とある。かくの如く用ゐられるのるは、上から下にいひ聞かせるといふやうな、限定された意義をもつてゐるのではなく、他のものにいひ知らせるといふほどの、一般的な意義をもつてゐるに過ぎないのである。のるとのぶ（述）とは、同語源からわかれた二語である。宣はのるにものぶにも當てられる。宣字の或場合の用法が、上より下に及ぼす意義をもつからといつて、宣字のすべての場合がさうであるとはいへない。宣命といふのも、ミコトノリであつて、至尊の御言（命）を、廣く告げ知らせる義である。奏宣といふ熟語における宣も、上から下に告げる義ではない。であるから、わたくしは、宣る式の祝詞の、一々の文の終が宣るに終つてゐるのを怪しまない。何となれば、これらの宣るは、大體において告ぐと同じであつて、他にいひ知らせる義であるが、萬葉集などの用例によつてみると、鄭重のいひあらはし方に用ゐられるやうである。「名をのる」といふのも、上代において、名をいひあらはすのは、重々しいことになつてゐるから、さういふ場合にのるが用ゐられるといふことは、おのづからこの

語の本義の一斑を示すものと思はれるが、母に對して、「母にものらず」と、のるといふ語を用ゐてゐるのも、また同樣である。中臣壽詞に、「天津詔戸の太詔刀言をのれ」といつてゐるが如きは、ことに、この語の本質を明らかにするものである。この場合ののるは、申すといふほどの意味に用ゐられてゐるのである。續日本紀の宣命の形式は宣る形式であるが、これは、宣命といふものの性質上、宣字を用ゐてノルを書きあらはすのが普通になつてゐるが、そのうちのある宣命には、宣字を用ゐる代りに詔字・勅字を用ゐてノルを書きあらはしてゐる。文武天皇元年八月十七日の宣命は「諸聞食止詔」といふ書き方に一定されて居り、稱德天皇天平寶字八年十月十四日の宣命では、「諸聞食止勅」といふのが、一定した書方になつてゐる。宣命には、勅の字は、よく「勅久」といふ形でも用ゐられてゐるが、これは リタマハクと訓むべきものであると思ふ。また「……止勅天皇我御命乎」などとも用ゐられてゐるが、これはノリタマフと訓むのがよからう。しかし、これから推して、文の終止に用ゐられた勅や詔をノリタマフと訓むのはよろしくない。宣の旁例によつて、勅も詔も、文の終止に用ゐられてゐるものはノルと訓むのをよしとする。けれども、また、これから逆に、宣命においてはノルをあらはすに勅や詔を以てしてゐるから、ノルといふ語には、勅や詔の文字によつてあらはされる意義があるとばかり考へるのは誤である。

右のやうに、諸種の祝詞のうちで、宣る式を比較的古いものとすれば、いかなるものがこれに屬するかといふに、祈年祭・廣瀨大忌祭・龍田風神祭・月次祭・大祓・大嘗祭の祝詞は宣る式のもの、大殿祭・御門祭・鎭火祭・道饗祭・鎭御魂齋戸祭・遷却祟神祭の祝詞および出雲國造神賀詞は申す式のものである。なほ、比較的後世のものと思はれる、春日祭・平野祭・久度古開・遣唐使時奉幣の祝詞は、みな申す式であるが、伊勢大神宮關係のものは、神衣祭・月次

祭の祝詞および神嘗祭の祝詞で大宮司の奏するものだけは、宣る式であるが、他はみな申す式である。

宣る式の祝詞のうちで、特に注意せらるべきは、祈年祭の祝詞と大祓の詞とである。月次祭の祝詞は、祈年祭の祝詞と大體において同文である。わたくしの考へるところによれば、月次祭は、令の時代にすでに六月・十二月に行はれるやうになつてゐたが、本來は、その名稱の示す通りに、毎月行はれてゐたものと思はれるが、そのうち農作に着手する二月の月次祭には、特に、農作の豐かならむことを祈る意味の文辭を月次祭の祝詞に加へた。具體的にいへば、最初の一節において「今年二月爾御年初將賜登爲而」を加へて、「今年乃六月月次幣帛云々」を削り、次に、第二の節として「御年皇神等能前爾白久云々」を、「大御巫能辭竟奉云々」の一節の前においた祝詞を奏するものであつたらうと思はれるが、その後、月次祭を六月・十二月の二回に行ふことに定められた時代に、二月の分だけは祈年の意味もあることであるから、特に祈年祭としてそのまゝ獨立するやうになり、祝詞も、もとのまゝのものを奏することになつたのであらう。祈年は、周禮に「凡國祈二年于田祖一。」とあり、毛詩に「祈年孔夙、方社不レ莫」などとある、その祈年の義で、令義解にも、「祈猶禱也、欲レ令下歲災不レ作時令順上レ度、即於二神祇官一祭レ之、故曰二祈年一」とある。祈年祭を國語でトシゴヒマツリといふが、そのトシは、年穀の義で、爾雅疏にも、「年者禾熟之名」とある。萬葉集卷十八の大伴家持の歌に「わが欲りし雨は降り來ぬかくしあらば言擧せずとも登思波佐可延牟」といふのがあるが、これは、天平感寶元年五月以來、旱天がつゞいたので百姓・田畝に凋色があつたのに、六月四日に雨が降つたので、これを賀した歌であつて、登思といふのは、年穀のことをさしていつてゐるのである。かういふ例から見ても、祈年祭は、年穀の豐穰を祈るだけのものであるのに、別種の、國運の發展を祈るやうな意味をもつ文辭の加はつてゐるが如きは、

人をして、頗る異様な感をいだかしめる。サー・アーネスト・サトウ氏が、その所說は簡單であるが、一八七八年の日本亞細亞協會の雜誌に掲載した、「日本古代の祝詞」といふ論文中にこの事を疑ひ、今の祈年祭の祝詞は、月次祭の祝詞に祈年の意味のある部分を附加へたものであらうといつてゐるのは、もつともな考であると思ふ。

祈年祭の祝詞のうちで、とりわけてわれわれの注意をひくのは、「辭別、伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久」とある一節である。これは、わが古代の國民の、國土の開發、國勢の展開、皇室の隆昌に關する念願を如實にいひあらはしたものと見ることが出來る。出雲風土記意宇郡の條に見えてゐる國引傳說の文章を、古文の巧妙なものとして賞美する人が少くないが、わたくしのみるところでは、祈年祭のこの條の文の方が、古文としては、はるかにまさつてゐる。これは、古文の妙をきはめてゐるといふべき、古事記上卷の、速須佐之男命の天に上られる時の記事、また天照大神と速須之男命と宇氣比をされる時の記事の勁健には及ばないところはあるが、氣宇の雄大なるにかなつてゐる筆致の鋭さは、萬葉の傑作と匹敵するに足るであらう。然しながら、わが古代人の奔放自由な詩想の所産として、優秀な、神秘的の一大詩篇とも見るべきものは、大祓の詞であらう。

大祓の詞は、祝詞式においては、宣る式の形態を具へてゐるが、もとの形においてさうでなかつたことは、大祓の性質から見て明らかである。これは、神に向つて奏上するものでもなく、神の仰せを宣示するものでもない。この詞それ自身に、罪穢を祓除する力があるのであり、この詞を誦することによつて、過ち犯しけむ種々の罪は殘るところなく祓ひ清められるといふのが、所謂神ながらの考へ方である。「高天原爾神留坐神漏岐神漏美乃命以氐」といふよりはじめて、「根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氐牟」までが祓の詞であつて、その前後の文辭は、朝

廷の行事として、親王・諸王・諸臣・百官人等の罪を祓ふ重要性をもつ大祓が、一の定型をとるやうになつてから附加へられたものと思はれる。勿論、大祓の詞の本文は、何時頃のものであるか、これは明らかでないし、また、今日に傳はつてゐる本文が、延喜もしくは弘仁以前に、どれだけの改修を經たものであるかもわからない。後の大祓と同じ性質のものと見られる祓の國史に見えてゐるのは、日本書紀、天武天皇五年八月の條に「詔曰、四方爲二大解除一云々。」同七年の條に「是春、將レ祠二天神地祇一而天下悉祓禊。」とあり、また、同十年七月の條に、「丁酉、令二天下一悉大解除、當二此時一國造等各出二祓柱奴婢一口一而解除。」とあるが、これらは、そのもつとも古いものであらう。これより以前の時代にも、祓禊や解除の記事の見えてゐるものがあるが、それらは、或特殊の場合における、部分的もしくは個人的の行事なのである。されば、天下の大解除といふべきものは、天武朝にはじめて行はれたものと考へられるが、果してどうであらうか。古事記中卷には、仲哀天皇崩後、神功皇后が國之大祓を行はせられたことを記して、「更取二國之大奴佐一而、種ニ々求生剝・逆剝・阿離・溝埋・屎戸・上通下通婚・馬婚・牛婚・鷄婚・犬婚之罪類一爲二國之大祓一。」とある。この大祓は、「國之大祓」とあるので、後の「天下の大祓」といふものと同じやうであるが、この場合をみるに、仲哀天皇の崩御に驚かれた皇后が天皇を殯宮に坐せて、さらに神命を請ふために行はせられたのであるから、國之大祓といつても、これは、部分的のものと見るを至當とする。而して、この古事記に見えてゐる大祓は、部分的であると同時に、また、臨時的でもある。日本書紀に見えてゐる、天武朝のは、全般的ではあるが、やはり臨時的である。もつとも大祓が何時頃から、六月・十二月の晦日に行はれるやうになつたか明徵はない。大祓を朝廷の大祓と國の大祓との二つにわけてみるのも、一つの見方である。朝廷の大祓とは、六月・十二月に、朱雀門外で行はれるを

いふのであり、國の大祓といふのは國々で行はれるをいふのである。古事記傳や鈴木重胤の祝詞講義には、かういふ見方で說かれてゐるが、朝廷の大祓といふのは、令制以後のものゝやうであることから考へると、それ以前には、さういふ區別がなく、一般的に行はれる祓は、大祓といふ名でよばれたのであらう。續日本紀、文武天皇大寶二年十二月の條を見ると、「壬戌、廢二大祓一、但東西文部解除如レ常」とある。壬戌は三十日に當るから、これは、十二月晦日に行はれる恆例の大祓を行はせられなかつたのである。按ふに、これは、太上天皇がこの月の二十三日を以て崩ぜられたからであらう。しかして、なほ、延喜の祝詞式にも、その横刀を獻ずる呪文の見えてゐる東西文部の解除は、この際においても行はれたことの記されてゐるによつてみれば、大寶の當時において、神祇令の規定通りの大祓の、實際に行はれてゐたことが知られるが、恆例の大祓の國史に見えたのは、これが最初である。然しながら、この恆例の大祓は、必ずしも、大寶令制定當時にはじまつたものではあるまい。東西文部の解除がこれに伴ふことになつてゐるが、文化上における文部の勢力がすでに衰へてしまつた大寶の時代に、文部のかういふ行事が、新しく國家の制度の上に入り込むといふことは、ほとんど考へられない。按ふに、この大祓が朝廷の行事として、六月・十二月の晦日に、恆例のものとして行はれるやうになり、文部の解除もこれに加はるやうになつたのは、大寶を遡る、なほ遠き時代であつたのであらう。恆例の大祓が、大寶以前の國史に見えないのは、それが恆例のものであるから特に、一々、これを筆にするに及ばなかつたのであらう。

　大祓の詞は、われ〳〵の有つてゐる古典文學のうちの、有數の雄篇の一である。「高天原爾神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以氏八百萬神等乎神集集賜比、神議議賜氏云々」といふ冒頭から、皇孫命が天下を統一され、安國と平けく

知食す國中に成り出でむ天の益人等が過犯しけむ雜々の罪咎は云々と說いて來る所は、この種の古文の定型的のものであつて、あへて異とするに足りないが、それより進んで、天津祝詞の太祝詞言の效果を述べ、雜々の罪の失はれるに至る次第を漸層的に擧げてゐる段の如きは、まことに、譬喩の奇を盡し、修辭の妙を極めてゐる。今、この段を平假名交りに書き直して、その奇と、その妙とを味はつてみよう。

かく（天津祝詞の太祝詞事を）宣らば、天津神は、天の磐門を押し披きて、天の八重雲をいづの道別に道別きて聞食さむ。國津神は、高山の末、短山の末に上りまして、高山の伊穗理、短山の伊穗理をかき別けて聞食さむ。かく聞食てば、皇御孫の命の朝廷を始めて、天の下四方の國には、罪といふ罪はあらじと、科戸の風の天の八重雲を吹き放つ事の如く、朝の御霧、夕の御霧を、朝風夕風の吹き掃ふ事の如く、大津邊に居る大船を、艫解き放ち、艫解き放ちて、大海原に押し放つ事の如く、彼方の繁木が本を、燒鎌の敏鎌もて打ち掃ふ事の如く、遺る缺はあらじと祓ひ給ひ、淸め給ふ事を、高山の末、短山の末より佐久那太理に落ちたぎつ速川の瀨に坐す瀨織津比咩といふ神、大海原に持ち出でなむ。かく持ち出で往なば、荒潮の潮の八百道の八潮道の、潮の八百會に坐す速開津比咩といふ神、持ちかゝ呑みてむ。かくかゝ呑みてば、氣吹戸に坐す氣吹戸主といふ神、根の國、底の國に氣吹き放ちてむ。かく氣吹き放ちてば、根の國、底の國に坐す速佐須良比咩といふ神持ちさすらひ失ひてむ。

右の一段は、二つの部分に分たれる。その一は、天津祝詞の太祝詞事を宣ることによつて、いかに罪といふ罪が淸め祓はれるかを述べてゐる部分であり、他は、その祓ひ淸められた、あらゆる罪が、いかに、神々の力によつて失はれるかを說いた部分であるが、前者にあつては、天津祝詞の太祝詞事を天神・國神がいかに聞召すかを次のやうな對

句を用ゐていひあらはしてゐる。

(一) 天津神は
- 天の磐門を押し披きて
- 天の八重雲をいづのちわきにちわきて

聞食さむ。

(二) 國津神は
- 高山の末 短山の末 に 上りまして
- 高山のいほり 短山のいほり を かきわけて

聞食さむ。

また、あらゆる罪が、いかに祓ひ清められるかは、まことに爽快な感じを與へる、調のほがらかな、次のやうな對句を以て、これを述べてゐる。

(一) 科戸の風の　天の八重雲を　吹き放つ事の如く

(二) 朝風　夕風　の　朝の御霧　夕の御霧　を　吹き掃ふ事の如く

(三) 大津邊にゐる大船を　舳解き放ち　艫解き放ちて　大海原に　押し放つ事の如く

(四) 彼方の繁木が本を　焼鎌の敏鎌もて　打掃ふ事の如く

遺る罪はあらじ。

右のやうな對句の形式は、正對ではない。しかし、かういふ變對において、われ〳〵は特殊の魅力を感ずる。これを記紀の歌謡に見よ、對句はかならず正對、いかにも整然としてゐるが、變化に乏しい憾がないではない。これを祝

詞に見ても、多くはこれ、正對の羅列であつて、定型を繰返すに過ぎないのである。この大祓の詞の對句の構成と類を同じくしてゐるものに、祈年祭（月次祭も同じ）の祝詞のうちの、天照大神の太前に白す詞がある。この詞の對句の形式を擧げると、次の如くである。

（一）

皇神の―見霽かします
四方の―
國は―天の―壁立つ極　國の―退立つ限
　　　青雲の―靄く極　白雲の―隨坐向伏す限

（二）

青海原は―舟の艫の―至り留まる極―滿ち續けて
　棹
　枻―干さず
　大海原に
　舟―
陸より往く道は―馬の爪の―至り留まる限―立ち續けて
　荷の緒―縛堅めて
　木根
　磐根―履みさくみて
　長道―間なく

（三）
狹き國は廣く
峻しき國は平けく
遠き國は八十綱うちかけて引寄する事の如く
皇大御神の寄さし奉らば、

右の(一)は、一種の正對であるが、(二)(三)は、變對であり、自由對である。對句の形式の發達からみれば、正對は、原始的のものであり、自由對は、發達の後期に屬する。

白す式の祝詞のうちでは、大殿祭の詞が異彩を放つてゐる。式に、「凡祭祀祝詞者、御殿・御門等祭、齋部氏祝詞、以外諸祭、中臣氏祝詞。」とあり、古語拾遺にも「殿祭・門祭者、元太玉命供奉之儀、齋部氏之所レ職也」とあつて、これが齋部氏の掌るところであるのが、特筆に値するものの一つである。次に、この詞が、他の普通の祭儀の詞とは異なりて、言壽(ことほぎ)の詞であることは、さらに、注意を要する、他の一つの點である。

大殿祭が齋部氏の掌るところであり、齋部廣成が、古語拾遺において、殿祭の起源と齋部氏との關係を力說してゐるやうなことから、この大殿祭の詞を廣成の作る所と見る說もあるが、それは贊成しがたい。それは、單なる想像說であるからである。また、古語拾遺にある通りに、殿祭・門祭が神武天皇の御代にはじまつたとしても、この詞が、その時代のものであるとは考へられない。しかし大殿祭の詞が、齋部氏の傳承によるものであることだけは確實にい

ひうることであらう。これは、齋部氏の職掌から考へてみても、かういふ詞をその家に傳へてゐたのは當然のことであるし、また、この詞の細註が、古語拾遺の殿祭・門祭の條にある細註と、その體裁・用字などの點において軌を一にしてゐるところであるのを見ても、兩者が、その本源を一にしてゐると思はれるからである。しかし、さうであるからといつて、これを齋部氏の或特定の人の作とすることの、何等の正當なる理由も認められない。かくの如き言壽の詞は、言靈の信仰の盛行に伴つて、一種の形式を成したものであることはいふまでもない。日本書紀、顯宗天皇卷に見えてゐる室壽の詞と、この大殿祭の奇護言とを對照してみれば、兩者の間に一脈の相通ずるもののあることが看取されて、後者が、毎年の行事として行はれる、皇居に對する室壽であり、前者が、新裝成れる、一地方官の住居に對しての祝福の辭である點においては相異なるものがあるれども、かういふことから推して、大殿祭に見えてゐるやうな、皇居に對する祝福の言葉は、比較的夙くより存してゐて、これを奏することも、かなり古くからの慣行となつてゐたであらうと考へられる。大殿祭の詞の中心をなしてゐる言壽の詞は、天津奇護言として擧げてある。

此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根、波府蟲能禍無久、高天原波青雲乃靄久極美、天乃血垂、飛鳥乃禍無久、掘堅多留柱桁梁戸牖乃錯比動鳴事無久、引結繫留葛目能緩比、取葺計留草乃噪岐無久、御床都比能佐夜伎、夜女能伊須須伎、伊豆都志伎事無久平氣久安久奉護留神乎白久屋船久久遲命屋船豐宇氣姫命登御名乎波奉稱利氐

とある一節である。この奇護言を中心として、前後に神祕的および形式的の文辭を添へたるものが、この大殿祭の詞なのであるが、その神祕的の文辭といふのは、まづ、その祭祀なり、言壽なりが、神代の遠き昔に始まり、神漏岐・神漏美の神慮にいづるものであることを說示する部分である。大殿祭の詞を始め、大祓・鎭火祭・遷却祟神祭の祝詞

および、出雲國造神賀詞の最初の部分の文辭は、いづれもそれであつて、それは、ちやうど、萬葉集における柿本人麿などの歌に、たとへば、日並皇子尊の殯宮の時の歌の冒頭に「天地の初の時、久方の天の河原に、八百萬千萬神の、神集ひ集ひいまして、神分ち分ちし時に云々」と歌ひ出してゐるが如きと同じ趣である。これによつて、神祕と莊嚴とを加ふることは、いふまでもない。次に形式的の文辭といふのは、幣帛などについての進獻の辭であるが、これは、祭祀の性質にしたがつて品目を異にし、それに應じて辭句にも異同のあることはいふまでもないが、畢竟、形式的のものであるから、この部分の文辭の技巧は、祝詞の價値を左右するに足るものではない。すなはち、祝詞においては、大祓であるとか、神賀詞であるとか、大殿祭であるとか、さういふ祭祀・祭儀の、比較的古い起源を有し、その性質上、神祕的の成分を多分に有つてゐるものにあつては、祝詞の上にもまた、その神祕的起源が力說せられ、これに伴つて、その文辭もまた、莊重森嚴のものとなるのであるから、かくの如き種類のものにおいて、われわれは、典型的の古文の妙を味はふことが出來るのである。祈年祭・月次祭の祭詞の如きは、全體としては、取り立てゝいふべきほどのものではないのであるが、わづかに、天照大御神に奏上する辭別の一節が、その內容と文辭と相須つて、古文の妙味を發揮してゐるに過ぎない。春日祭・平野祭・久度古開の祝詞の如き「天皇我御命爾坐世」といふ詞を以てはじまるものは、形式がすでに奈良朝のものとは思はれない。また、その內容の如きも、平凡事たるを免れない。

古典文學のうちの神祇文學ともいふべき、延喜式卷八所收の祝詞は、上來述べてゐる通り、その文體、その修辭において、特殊の發達を遂げてゐるとはいへるが、取り立てゝいふべきものは、一部分のものに限られてゐるのである。しかも、この種の神祇文學は、既成のものにおいてこそ、十分の妙を發揮して居れ、新に作られる祝詞においては、

すでに定型となつてゐるものが繰返されるに止まつてゐるから、それらは、様にしたがつて胡蘆を描く譏を免れず、われわれは、これを讀んで、何等の感興をも喚られないのである。要するに、祝詞は、奈良朝時代において、すでに將來における發展性を失つたのではあるまいか。

二　宣　命

祝詞が、すでに、奈良朝時代において、その發展性を失つたことは、上述の通りであるが、これは、おそらく、祝詞の性質が、既に嚴然として定まつてゐる祭祀・祭儀の範圍において、展開の自由性を失つてゐるのにもよるが、また、一方においては、神事においては、すべて先規を重んずる思想が、祝詞の起草者を束縛することも多かつたのであらう。同じ時代における、同じく奏宣の文學とよばれる宣命が、祝詞とは全く趣を異にして、文體に、用語に、修辭に、著しくその自由性を發揮してゐるのを見れば、奈良人の文學的手腕が必ずしも凡庸なのではない。まことに、記紀の歌謠は、しばらく措く、彼の萬葉集の歌を見よ、いかにその着想の、或は森嚴、或は奔放にして、いかにその表現が變幻の妙を極めてゐるか、また、いかにその內容の豐富であつて、いかにその外形が自在であるかを。われわれは、これに對して、讚美の念と、嫉妬の感との交錯して往來するを禁ずることが出來ない。かういふ文學を後葉に貽した奈良人が、何等かの理由なしに、型にはまつた文辭を弄する筈がない。奈良人が、祝詞において成功しなかつたのは、上述のやうな桎梏があつたからである。宣命において、彼等が十分にその驥足を伸ばすことの出來たのは、その題材、その事件が、生々しい現實であり、潑溂たる生氣に充ちてゐたためでもあるが、上述のやうな束縛の存し

なかつたことが、もつとも有力な原因であつたと考へられる。いふまでもなく、宣命にも、形式的の部分がある。詔勅であるが故にの制約もある。しかし、それらは、充實した內容を行るに、自由な筆をもつてするのに、何等の支障をもちきたすものではない。

宣命として、こゝに考察の對象としようとするのは、續日本紀に收められてゐる、文武天皇元年八月十七日の、御卽位の宣命を最初のものとし、以下桓武天皇延曆八年九月十九日の、蝦夷征討軍の敗北に關する宣命までの六十二篇である。この時代以後のものも、國史その他のものに散見してゐるけれども、もはや、それは、ほとんど形骸を存するのみであつて、新な生命の盛られたものとはいへない。

宣命といふ名稱は、いつごろから用ゐられたものであるか、はつきりしない。平安朝時代に入つては、その名稱が諸事に見えてゐるが、管見の及ぶ限りではそれ以前のものには、例がないやうである。宣命といふのは、大命を宣るといふ義で、ミコトノリに當てた熟字であらうが、これが、國語で書きあらはされた詔書の義に用ゐられるやうになつた時代には、おそらく字音でセンミヤウと訓まれたのではなからうか。三代實錄の貞觀九年正月の條には、仲野親王の事を記して、「親王能用二奏壽宣命之道一」と書いてあるが、この宣命は奏壽の對句になつてゐるのであるから、奏壽が壽詞を奏することを意味してゐるのと同樣に、宣命も、大命を宣するといふ義であらうから、これをソウジユ・センミヤウと讀んだにしても、音讀の直接の先例とすることは出來ないが、かういふ大命を宣するといふ意味のセンミヤウが、一轉して詔勅すなはちミコトノリの意味をあらはすに用ゐられることは、自然の轉化である。ミコトをノルといふ語から轉じたミコトノリといふ語がすでに、その先例を示してゐる。

令義解卷七、公式令には「詔書式」を註して、「謂、詔書勅旨、同是綸言、但臨時大事爲レ詔、尋常小事爲レ勅。」といつてあつて、これによつて、詔書式と勅書式との二つが規定されてゐるが、その詔書式をみるに、その事がらの如何によつて、冒頭の語句に、幾分かづゝの差異がある。すなはち、大事を以て蕃國使に宣する辭には、「明神御宇日本天皇詔旨云々咸聞。」次事をもつて蕃國使に宣するには、「明神御宇天皇詔旨云々咸聞。」、立后・立太子および元日に朝賀を受けられる場合の如き、朝廷の大事には、「明神御二大八洲一天皇詔旨云々咸聞。」任左右大臣以上のやうな中事には、「天皇詔旨云々咸聞。」五位以上を授けるやうな小事には、「詔旨云々咸聞。」といふのを用ゐることになつてゐる。續紀の宣命は、大體この規定によつてゐるやうであるが、かならずしも、すべてがさうではない。この冒頭の語句は國語風であるが、令制以前の、孝德天皇大化二年二月の詔の文も、その冒頭は、「明神御宇日本倭根子天皇詔於集侍卿等臣連國造伴造及諸百姓。」となつてゐるし、天武天皇十二年正月の詔も、「明神御大八洲日本根子天皇勅命者、諸國國司國造郡司及百姓等諸可聽矣。」といふ書きだしになつてゐる。これらの例によつて考へてみると、令制にみえてゐる規定は、つまり、從來行はれ來つた慣用を整理されたものであらうと思はれるが、さて、冒頭の語句が純然たる國語風のものであるのに、その後文が漢文風であるのは、いかにも調和を缺いてゐるやうである。しかし、後にも述べるやうに、孝德天皇の大化元年、高麗使・百濟使にたまはつた詔は、いづれも漢文であるのはいふまでもないが冒頭の語句は、やはり純然たる國語風のものである。これは、蕃使に賜はつたものであるから、しばらく問題としても、同じく日本書紀に見えてゐる、上記の、孝德天皇の大化二年二月、天武天皇の十二年正月の二つの詔書も、その本文は、純然たる漢文なのである。すでに、先人もいつてゐる通り、日本書紀にみえてゐる詔勅のうちに

は、もと國語で宣られたものであつたのを、書紀編纂の當時、これを漢譯して載せたものもあるであらう。現に、續日本紀において、われわれの今日見るところの、國語の宣命が傳へられてゐることでもあり、また、文武天皇の御代になつて、はじめて國語の宣命が創められたとは考へられないから、われわれは、これによつて、續日本紀以前の詔書も、その重要なものは、國語をもつて草せられたものであることを推想し得る。重要なものといつても、外國に對するものは、純然たる漢文であつたやうであるから問題外となる。重要でないものが、何故、國語で發表されなくなつたかといふに、それは、當時の朝廷においては、漢文を普通の公文體と考へ、國文を特殊のものとして高閣に束ねるやうな思想が、官吏の間に行はれてゐたからであらう。しかして、前述の如くであるとすると、その、重要性をもつてゐる、國語で書かれた詔書の本文は漢譯されて、冒頭の語句だけがもとのまゝに錄されてゐるといふやうなことも起つて來る。これは、何故であるかといふに、現御神云々といふ語句は、容易に漢譯し得ないからであらう。孝德天皇大化二年三月壬午の條に、「現爲明神御八嶋國天皇問ニ於臣ニ曰。」といふやうに、普通の場合ならば、單に天皇とあるべき場合に、かくの如き語を用ゐてゐるのも、これが漢譯しがたい成句であるからであらう。たゞし、大寶令の制では、國語を以て皇命を宣するのを詔といひ、漢文を以て宣するのを勅といつたが、その後、詔も勅と同じく漢文を用ゐることとなつたので、國語を以て宣するのを宣命といつて區別するやうになつたといふ、古事類苑按文の說は、やゝ疑はしい。古い例を見ると孝德天皇の大化元年七月、高麗使および百濟使にたまはつた詔は、共に漢文であるが、その冒頭の語句は、いづれも、「明神御宇日本天皇詔旨」となつてゐる。この詔は、その性質上、もとからの漢文であつたらう。しかるに、かういふ冒頭の語句を有するといふことは、當時において純國語的の語句を冒頭にもつ純漢文

の詔書があつたといふことを示すものである。

かくの如き令制以前の事實を基礎として、さらに、元明天皇讓位の詔は漢文であり、元正天皇卽位の詔も漢文であるといふことを考へ合せれば、令制當時においても、詔書は必ずしも國語を以て起草されたものとは限つてゐなかつたのであらう。しかもまた、續紀宣命の各の冒頭の語句を按ずるに、令の詔書式の規定に合致しないものも相當に多い。或は、令制の詔書式が實際においては遵奉されてゐなかつたのではないかと思はれる節もある。しかしながら、ともかくも、奈良朝時代においては、國家にとつて重要性をもつ、天皇の詔は、國語で起草されるのが原則となつてゐた。それは、令制通りでないにしても、また、或點においては、類型的の弊に陷つてはゐたものの、とにかく、國家の大事に臨んで、天皇の大命を宣するものであるから、この種のものには、秘められた興奮と隱れた刺激とを一世に與ふる底の、まことに清新なものも見出されるのであつたが、平安朝になつては、宣命の範圍が局限されるやうになつた。西宮記によると、宣命は、神社・山陵の告文、立太子並皇后以上、任大臣節會、任僧綱、任比叡座主、喪家の告文といふやうに、その範圍がきまつてしまつてゐる。かういふ風に、宣命の範圍がきまると、類型的のものは、ます／＼類型的となり、清新の氣は全く失はれてしまふ。前にも述べたやうに、平安朝以後の宣命に見るべきものゝないのは、正確な古文を草し得る人に乏しいのにもよるが、その主因は、けだしこゝにあるのである。

宣命の起草者は、詔勅のそれと同一であると見てよい。詔勅の起草は、令の定むるところによれば內記の職である。職員令中務省の條に「大內記二人掌下造二詔勅一凡御所記錄事上。中內記二人掌同二大內記一。少內記二人掌同二中內記一。」とある。これは、後々までもさうであつて、延喜式十二內記にも「凡節會及尋常詔旨者內記預書。」と見えてゐる。この內記は、儒

門の中で、文筆に堪ふるものがこれに任ずることになつてゐたやうである。

さて、續紀の宣命を類別してみると、一、皇位に關するもの、二、皇室に關するもの、三、改元に關するもの、四、政變に關するもの、五、賞罰・慶弔に關するもの、六、佛教に關するもの、七、その他のものゝ七つに分たれる。

第一の皇位に關するものといふのは、卽位・讓位・廢位の折の宣命をさしていふのであるがこれらのものは、多くは類型的であつて、皇位が神魯岐・神魯美の命のよざし給へる天津日嗣の御位であり、歷世の天皇は、天津日嗣の高御座に坐して、天下を治め給ひ、慈び給ひ來つてゐるといふことは、すべてを通じてかはらない思想であるが、さらにこれを特色づけてゐるのは、皇位繼承の順位が、天智天皇の御代に定められたものであり、それが、永く變るまじき常典となつてゐることの、力強くいひあらはされてゐることである。すなはち、元明天皇卽位の宣命には、持統天皇が皇位を日並知皇太子の嫡子であらせられる文武天皇にお讓りになつたことを述べて、これは近江大津宮御宇大倭根子天皇(天智天皇)が「與天地共長、與日月共遠不改常典」とお立てになり、御實行あそばされた法によつておとりはからひになつたのであると仰せられてゐるし、聖武天皇卽位の宣命には、先帝元正天皇の御言葉として、この天下は、美麻斯の父帝(文武天皇)が美麻斯(聖武天皇)に授けられたものであつたが、まだ御幼年であつたから、これを皇祖母の天皇(元明天皇)にお授けになり、その天皇から白分(元正天皇)に讓られたのであるが、その際に、天智天皇の御代に萬世不磨の常典として定められた法にしたがつて、後には、我が子(聖武天皇)に、相違なく授けられるやうにとの仰せであつたとのことが述べられてゐる。なほ、聖武天皇天平勝寶元年四月朔日の宣命には、「加以、挂畏近江大津宮大八島國所知之天皇大命止之(氏)奈良宮大八州國所知自我皇天皇止御世重且朕宣久(自)」、孝謙天皇天平勝寶元年七月二日の聖武天皇讓位、孝謙天皇受禪の宣命に

は「挂畏、近江大津乃宮爾御宇之天皇乃不改自常典等初賜比定賜部流法隨」桓武天皇天應元年四月十五日の卽位の宣命にも、「挂畏、近江大津乃宮爾御宇之天皇乃初賜比定賜部流法隨爾」といふ語が見えてゐる。かういふ風に、先規を天智天皇の御代にもとめる思想が、前後を通じて一貫してゐることは、われわれの注意を要する點である。次に注意すべきは、一方において、皇位は神意によつて皇孫の繼承するものであり、食國天下は天皇の天下であるといふ思想は、傳統的の信條になつてゐるのではあるが、この時代においては、天下は一人の天下にあらずといふやうな支那思想の影響も相當にあつたやうである。なほ、帝位は天の授くるところといふやうな考もあらはれて來てゐる。光仁天皇の寶龜元年十月朔日の宣命に、「此乃天日嗣高御座之業者、天坐神地坐祇乃相宇豆奈比奉、相扶奉事爾依弖志此座者平安御坐弖天下者所知物爾在良之止奈母所念行須」とあるのは、なほ、傳統的の考へ方であるが、稱德天皇神護景雲三年十月の宣命の中に、「此帝乃位止云物波天乃授不給奴人爾授天方保己止毛不得」といふ語が見えてゐる。この天とあるのは、カミと訓むべきのではなく、アメと訓んで、支那の思想の天と一致するものと考へられる。

第二の皇室に關するものといふのは、立后・立太子・廢后などに關するもので、中には、第四の政變に關するものと交渉をもつものもあるが、いづれもさしたるものではない。たゞこのうちで、光明皇后冊立の宣命が有名であるが、この宣命は、はじめて臣下の女を皇后に冊立する場合のものであるだけに、類型的のものでないことはいふまでもないが、構造もまことによく整頓して居り、行文にも何等の無理がなく、眞に古文の典型ともいふべきものであるから、少しく解說を試みよう。まづ、

天皇が大命らまと、親王等、また、汝王臣等に語らひたまへと勅たまはく、皇朕が高御座に坐し初めしゆり、今年

に至るまで、六年になりぬ。この間に、天つ位に嗣ぎ坐すべき次として、皇太子侍りつ。これによりて、その母と坐す藤原夫人を、皇后と定め賜ふ。（便宜上、書き下しにする。以下倣之。）

といふ最初の一段において、藤原夫人を皇后と定めたまふことを述べ、次に、その定め給ふ所以を説明して、かく定めたまふは、皇朕が御身も年月積りぬ。天の下の君と坐して、年の緒長く、皇后坐さざることも、一つの善からぬ行にあり。また、天の下の政に置きて、ひとり知るべきものならず、必ずもしりへの政あるべし。こは、事立つにあらず、天に日月あるごと、並び坐してあるべしといふことは、汝等王臣明らけく見知れることなりといつてある。これが第二段である。しかして、この段においては、第一段の「六年になりぬ」をうけて、長年月の間、皇后の坐さざるは、よろしいことではないと結び、さらに、天下の政には、後の政あるべしといひ起して、これを天に日月の並び存するに比し、「汝等王臣等の明らけく見知れることなり」と結んでゐる構成の妙趣と行文の自然さは、まことに、この起草者の凡手でないことを示してゐる。次に、第三段においては、皇后を定めることが、かくの如く遅延したのは、これが重大な事であるからであるといひ、第四段には、「我が王祖母天皇」が、この皇后を賜はつた日に、皇后の父大臣の功績について、懇々とさとしたまはつたことがあるといひ、「我が兒、我が王、過なく、罪なくあらば、捨てますな、忘れますなと負せ賜ひ、宣り賜ひし大命に依りて、かにかくに、年の六年を、試み賜ひ、使ひ賜ひて、この皇后の位を授け賜ふ。」と述べて、この册立が、祖母天皇の御遺志によつて、六年の間を試みられた結果として、かくの如く決定されたものであると、抗議の餘地のないやうに、用意周到な説示を試み、最後に、第五段として、この事は先蹤のある事があつて、敢て新例を開くのではないといふので、次の如く結んである。

然るも、朕が時のみにはあらず、難波の高津の宮にあめのしたしろしめし、大鷦鷯天皇、葛城曾豆比古の女子、伊波比賣命皇后と御相坐して、食國天の下の政を治め賜ひ、行ひ賜ひけり。今めづらかに新しき政にはあらず、本ゆり行ひ來し迹事ぞと詔りたまふ勅を聞しめさへと宣る。

第三の、改元に關するものには、特にとり立てていふべきほどのものが無い。第四の、政變に關するものは、主として、橘奈良麻呂の變、藤原仲麻呂の叛の場合の宣命であるが、事件が事件であるから、匆卒の際の執筆と思はれるが、なまじひに舞文の巧を弄せずに、率直に用件を述べてゐるのが、却つて落ちついた感を與へる。これに關聯したものは約十七八篇を數へるが、事件の報告として見るにも、また簡にして要を得てゐるものが多い。

第五の、賞罰・慶弔に關するものといふうちには、官位をあげ、食封を增し、功績を錄し有罪を罰し、死者を悼むことなどが含まれるが、これらは、多くは、先例を追つてゐるものであつて、特筆すべきものは少いが、たゞ、光仁天皇寶龜二年二月、左大臣藤原永手の薨去に當つて、使を遣はして弔賻せしめられた、その時の宣命は、江戸時代の學者も、はやくから賞美してゐることである。その格調・形式の整然たることは、驚嘆に値するものがあり、對局の排列なども、實によくとゝのつてゐる。故に、この文は、所謂整齊美において優れた文であるといふことは出來よう。然しながら、一歩退いて考へると、立派に作られて、綺羅をまとひ、脂粉の粧をこらした人形のやうに、何等の生々したところがない。從來の學者が、衆口一致、この文を嘆稱せられる理由は、或は他にあるのかも知れないが、わたくしは、これにまさつた多くの例を、他の宣命について見出すことが出來るのである。

第六の、佛敎に關するものには、相當にすぐれてゐるものがある。これは、當時の宮廷における佛敎の勢力が、す

こぶる盛であり、朝野の信奉も一方ならぬ、その反映であらうと思ふ。內容が豐富で、人心を動かすに十分である、その上に、起草者の熱も相當に加はることになれば、おのづから、文にも活氣が溢れて來るのは當然である。一二の例を擧げれば、聖武天皇天平勝寶元年四月朔日、中務卿石上朝臣乙麿をして宣せしめられた宣命、稱德天皇天平神護二年十月二十日の宣命の如きは、その出色のものである。後者のうちに、

> 今勅りたまはく、上なき佛の御法は、至誠の心をもちて拜み尊び献れば、必ず異奇しき驗をあらはし授け賜ふものにいましけり。然るに、今、示現れ賜へる如來の尊き大御舍利は、常見奉るよりは大御色も光り照りて、いと美しく、大御形も圓滿して、別に好く大ましませば、特にくすしく奇しき事を思ひ議ること、極まりて難し。こゝをもて、意の中に、晝も夜も倦み怠ることなく、謹み禮まひ仕へ奉りつゝ侍り。これ、實に、化の大御身は、緣に隨ひて度し導き賜ふには時を過さず、行に相應へて慈しび救ひ賜ふといふことにあるらしとなも念ほす。猶し、法を興し隆えしむるには、人に依りて繼ぎひろむるものにあり。

のやうな一節がある。後にも述べるやうに、この時代の宣命は、文體においてやうやく變化して來た時代であつて、これらは、當時に於ける好個の普通文體ともいふべきものである。

第七の、その他のものといふのは、前の六つの分類にはいらぬものを一括していふのであるが、この種のものゝうちには、特にいふべきほどのものはない。

さて、上述の宣命について、これを祝詞と比較してみると、兩者の間の類似と相違とが明かになり、また、それぞれの特徴もはつきりして來るとおもふ。

まづ、形式について見ると、祝詞の「宣る」式のものと、宣命とは、大體において一致してゐる。たゞ、「宣る」式の場合では、その對象となるものは、集侍（ウコナハリハベル）神主祝部等であることが多く、親王・諸王・諸臣・百官人等とあるのは、六月晦大祓だけである。宣命にあつては、その對象が、諸王・諸臣・百官人等天下公民である場合と、或特定のものに限られてゐる場合とがある。續日本紀聖武天皇天平勝寶元年四月朔日の宣命は、「三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命盧舍那像能大前仁奏賜部止奏久」とあり、同孝謙天皇天平寶字元年七月二日の宣命が、「汝多知諸者吾近姪奈利又豎子卿等者天皇大命以汝多知乎召而屢詔志久」とあるが如きは、その例である。これは、祝詞なり、宣命なりの本來の性質から規定されるわけである。しからば、その性質の類似と差異とはどうかといへば、兩者共に、聽く者をして感激せしめ、聽く者をして尤であると思はしめるのを目的とするのであるから、文章の整齊を尙び、辭句の洗錬を期し、これを宣り聞かす場合の效果をも考慮のうちに入れてゐるやうな點においては、敢て異なるところは無いが、祝詞が、すべて、範を古にとり、構成・用語・修辭・用字などにおいても、いつまでも舊を保つて、守株の非難などは眼中におかないのに反して、宣命にあつては、宣命の體裁を損じない限り、自由なる構成を採用し、用語その他においても、その時代時代に實際に行はれるものをとり入れて、何等の躊躇をも見せない。これは、實に神の祝詞と人の宣命との相岐れる所以である。延喜式の祝詞は、すでに決定されてゐる諸種の祭祀・祭儀の祝詞である。それが保守的であり、懷古的であるのは當然である。宣命は、その時代その時に起つた事柄について、天皇の御心を中外に發表し、その時代、その時の一般の人々に告知されるものである。宣命が、その時代時代、その時時の、新しい文辭により、新しい表現を用ゐるのも、また、當然のことである。われ〳〵は、續紀の宣命を年代順に見てゆき、これをその時代の社會的事象

と對照せしめて考察すると、漢語がいかに國語の中に入りこんで來るか、いかに、新しい表現法が、漢文の影響をうけて入りまじつて來るか、いかに、佛教の用語がその教旨の普及と伴つてひろまつて來るか等の、歴史的變遷の徑路を如實にうかゞふことが出來る。他の種の文學にあつては、容易に見ることの出來ない、年月を逐つての時代的色彩が、宣命の上にはあらはれてゐる。文武天皇の元年から桓武天皇の延暦八年まで、わづか百年にもならない期間ではあるが、その九十餘年の間における思想上の推移もはつきりと、この上に浮び出てゐる。祝詞は靜的であり、宣命は動的である。靜的な祝詞の上には、われらの遠い祖先の信仰の神祕が縹渺としてたゞよつてゐるが、動的な宣命の中には、流轉してやまない、あわたゞしい世相の影がやどつてゐる。

次にまた、祝詞と宣命との表記法についてみるに、動詞、助動詞の活用語尾や助詞の類を小書する、所謂「宣命書き」が、その表記法の根幹をなしてゐることにおいては、兩者相一致してゐる。かういふ宣命書きは、奈良朝時代の普通の文書にも用ゐられたものであることは、正倉院文書その他の類例によつても知られる。かういふ宣命書きは、漢字を意義的に用ゐて、國語を表記するに當つて、用言の場合には、語の主要な部分すなはち語幹に當る部分のものだけを表記し、助詞などは、一々こまかには書きあらはさないといふやうな表記法を豫想せしめる。萬葉集卷七に

大穴道少御神作妹勢能山見吉（一、二四七）
吾妹子見偲奥藻花開在我告與（一、二四八）

のやうな表記法のものがある。これらは、それ〴〵、

大穴牟遲少御神の作らしゝ、妹背の山は見らくしよしも

吾妹子と見つゝ偲ばむ沖の藻の花咲きたらば我に告げこそ

と訓むべきものであるが、かく訓むべきものを前記のやうに書きあらはしてゐるのは、活用語尾や助詞の、當然讀み添へられる筈のものを無視してゐるからである。かういふ書き方は、漢文の勢力の下に發達したものであらう。漢文を國語風に訓まうとするには、どうしても、活用語尾や助詞の訓み添へがなければならない。そこで、漢文に訓をつけようとする時には、訓み添へる活用語尾や助詞を當該漢字の右傍下に小記することが起つて來てゐる。この表記法が、漢字の音訓を借りて國文を書く場合にも應用されたのが、所謂宣命書きにおける小字のつかひ方なのである。萬葉集の前出の例の如きは、訓み添への小字をわざ〱書きあらはさないのであるから、これは、宣命書きとは逆に、漢文訓讀の影響を受けたものであらう。(完)

昭和九年七月三十日擱筆。

昭和九年十月二日印刷
昭和九年十月六日發行

岩波講座 日本歴史
第十三回配本 三

編輯者 國史研究會同人代表 黑板勝美
東京市神田區一ツ橋通
印刷兼發行者 岩波茂雄
東京市神田區美土代町
印刷所 三秀舍

寺島製本